

岸和田市障害者等相談支援事業業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領及び仕様書に関する質疑回答書

| 番号 | 質疑事項 | 質疑内容 | 回答 |
|----|-------------------------|---|--|
| 1 | 参加資格要件について | 業務委託の応募を行う事業所の、人員や設備等の要件はあるんですか？ | 岸和田市障害者等相談支援事業業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領（以下、実施要領という。）「6. 参加資格」及び岸和田市障害者等相談支援事業業務委託仕様書（以下、仕様書という。）「5. 実施体制」をご覧ください。 |
| 2 | 参加資格要件について | 業務委託の応募を行う事業所の、運営状況で満たしておかないといけない条件はあるんですか？ | 実施要領「6. 参加資格」及び仕様書「5. 実施体制」をご覧ください。 |
| 3 | 実施要領 P.1 3. 委託上限について | 委託料について、次年度以降の委託料の金額を具体的にお示しください。 | 次年度以降の委託料の金額は、令和3年10月から令和4年3月までの6か月間の上限額をベースに1か月分の委託金額を算出したうえで、12か月分として試算したものが現時点での見込金額となります。ただし、令和4年度以降の契約金額については、各年度の予算編成方針、選定された事業所様の見積書の提示金額等、委託契約の仕様等によって変わってまいります。 |
| 4 | 実施要領 P.1 3. 委託上限について | 事業所賃借料について、事業所賃借料の面積按分は他の事業従事者人数と本事業従事者人数の割合で面積按分を行って良いか。 | 事業所賃借料の算定方法は、委託相談支援事業所として使用する面積とそれ以外の事業として使用する面積の按分にて算出をお願いしたいところですが、「委託相談支援事業所として使用する面積＝〇〇㎡」や、使用面積が不明確な場合に「当該事業所面積－他の事業に係る面積＝委託相談支援事業所面積」で算出することも難しい場合は、面積按分の算定方法として、ご質問のとおり、「事業所賃借料の面積按分は他の事業従事者人数と本事業従事者人数の割合で面積按分を行って」いただいて結構です。その場合、備考欄に人数で面積按分を行っている旨と他の事業従事者人数と本事業従事者人数（本事業として配置する予定職員数と一致させること）の割合を記載願います。 |

岸和田市障害者等相談支援事業業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領及び仕様書に関する質疑回答書

| 番号 | 質疑事項 | 質疑内容 | 回答 |
|----|--|---|--|
| 5 | 実施要領 P.1 3. 委託上限について | 委託期間について、令和4年度以降は4月1日から翌3月31日まで、令和8年度のみ4月1日から9月30日までという理解で良いか。また令和8年度の10月以降の委託はどのようになるかお示してください。 | 仕様書「2.実施期間」にあるとおり、令和8年度の9月30日は、最長の契約期間です。 現時点では、来年度以降の契約は原則4/1～翌年3/31の1年度ごとと予定していますが、今後の予算編成方針等によって変わってまいります。 本公募型プロポーザルによる業者選定に基づく契約が終了したのちについては、事業実施実績をもとに、公募型プロポーザルを含め、最適な方策を検討のうえ、以降の業者選定をすることとなります。 |
| 6 | 仕様書 P.1 2. 実施期間 | 相談支援事業の性格上、令和3年度中に事業運営に支障がないと認められる場合に限り、今回選定する法人により、令和4年度以降も継続して委託するものとし、1年毎に更新し、最長は令和8年度の9月30日まで委託可能とする。ただし、各年度の予算額の範囲とする。とあるが、『事業運営に支障が認められる』要件を具体的にお示してください。 | 実施要領「6. 参加資格」に定める参加資格を契約後において満たさなくなったと判明した場合、仕様書に基づき業務が履行できないと判明した場合、企画提案書に基づく業務が履行できないと判明した場合、などが挙げられます。例えば、「6.参加資格(2)」により、指定一般相談支援事業所の新規指定申請を行ったが、指定がおりなかった場合や、担当圏域内の事業所を退去等により継続して事業所を開設できない場合、事業所独自の提案を行ったが、契約後その内容を実行しなかった場合等が考えられます。 |
| 7 | 仕様書 P.2 4.(2)(ア) 地域の相談支援体制の強化と取組 | 相談支援事業に必要と認められる能力を有する(相談支援専門員、精神保健福祉士、保健師、社会福祉士、介護支援専門員等)を配置する。とあるが、『等』には具体的にどのような専門的職員が含まれるのかお示してください。 | 概ね例示した専門的職員が想定されますが、それ以外の職種においても「(2)地域の相談支援体制の強化の取組」の(ア)「相談支援事業に必要と認められる能力を有する専門的職員」であって、5(3)にありますように「障害者等の相談・援助業務の経験を有する方」であれば、配置が可能です。公募型プロポーザル方式を採用させていただいておりますので、参加される事業所様からご提案をお願いします。 |

岸和田市障害者等相談支援事業業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領及び仕様書に関する質疑回答書

| 番号 | 質疑事項 | 質疑内容 | 回答 |
|----|---|---|---|
| 8 | 仕様書 P.2 4.(4) (ア) 障害者自立支援協議会の運営 | 岸和田市障害者自立支援協議会の事務局運営を行う。とあるが、具体的な業務内容、業務頻度をお示し下さい。 | 岸和田市障害者自立支援協議会の開催実績は、令和2年度及び令和元年度において、各部会(年3回から年12回、部会により異なる。)、運営会議(令和2年度は年10回、令和元年度は年12回)、定例会(令和2年度、令和元年度とも年2回)、全体会(令和2年度、令和元年度とも年2回)でした。事務局運営の業務には基本的なものとして、地域包括ケア部会及び地域移行部会(身体・知的)以外の各部会の部会長・運営会議の事務局運営・定例会の事務局運営・全体会の事務局運営等がありますが、公募型プロポーザル方式による企画提案を募っておりますので、参加される事業所様から、よりよい事務局運営のためのご提案をお願いします。 |
| 9 | 仕様書 P.2 4.(5) (ア) サービス未利用者への調査、対応 | サービス未利用者に対し、訪問等により、ニーズの調査を行い、支援の必要性の診断を行う。とあるが、サービス未利用者の把握方法及び訪問を行うにあたっての同意をどのように得るのかについて具体的にお示し下さい。 | 相談支援事業所等からの相談による事案等を除き、サービス未利用者の抽出や訪問に先立つ案内文書の送付等は、原則として市が行います。公募型プロポーザル方式を採用させていただいておりますので、調査・訪問手法等については、参加される事業所様の特色を生かしたご提案をお願いします。 |
| 10 | 仕様書 P.2 4.(8) (ア) ピアカウンセリングに関する支援 | ピアカウンセラーの配置を求めるものであるのか等、ピアカウンセリングについての具体的な支援内容や方法をお示し下さい。 | ピアカウンセリングを必要とする方に必要に応じた情報提供を行い、支援につなげる体制の整備などに努めていただくようお願いします。公募型プロポーザル方式を採用させていただいておりますので、ピアカウンセラーの事業所への配置による相談の実施、他団体等との連携によるピアカウンセリングの実施、実施されているピアカウンセリングについての円滑な情報提供による支援など、参加される事業所様の特色を生かしたご提案をお願いします。 |
| 11 | 仕様書 P.3 5.(3) (ア) 業務従事者 | 本業務の従事者は、常勤職員1名と非常勤職員1名以上とあるが、主担当者を常勤職員1名及び非常勤職員1名とし、他に副担当者として指定一般相談支援事業相談員や指定特相談支援事業所の相談員を従事者に含めて良いか。(従事者が少ないため、外出時や休日対応、支援困難事案への複数対応要員としての配置) | 仕様書「5.実施体制(3)の要件を満たすのであれば、含めていただいて結構です。 |
| 12 | 実施体制 | 委託を受けた場合は、24時間体制は必須となりますか。 | 仕様書「5. 実施体制(2)」をご覧ください。 |

岸和田市障害者等相談支援事業業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領及び仕様書に関する質疑回答書

| 番号 | 質疑事項 | 質疑内容 | 回答 |
|----|---|---|--|
| 13 | 実施体制 | 仮に24時間体制が必須の場合、事務所での待機が必要なのか、それとも、電話対応が出来る状況にすれば大丈夫なのでしょうか？ | 仕様書「5. 実施体制（2）」をご覧ください。 |
| 14 | 事業実施希望圏域について | 委託事業の決定後に岸和田市内で事務所を持つ予定なので、決定に応じた圏域で事業可能だが、6圏域から希望圏域を第3まで絞って記載する必要があるか。 | 実施要領「4. 募集圏域及び担当地域」に記載のとおりとなっております。「1法人につき、3圏域まで申し込み可」ですが、「確実に担当可能な圏域」にご応募ください。 |
| 15 | 業務委託仕様書に関わって 仕様書 P.2 4- (2) の (ウ) | 地域の相談機関との連携強化の取組（連携会議の開催等）を行う。とありますが、具体的に何のためのどのような内容の会議を想定しているのでしょうか？ | 障害者総合支援法に基づき実施される地域生活支援事業の中の障害者相談支援事業を推進するための取組のひとつと想定しています。今回の事業者選定は、公募型プロポーザル方式を採用させていただいております。仕様書に記載の内容について、よりよい相談支援事業のために、どのように事業運営を行っていくのかということ、公募型プロポーザル方式に参加される事業所様から、企画提案書の提出及びプレゼンテーションにより、ご提案いただきたいと考えております。そのことを念頭においていただき、参加される事業所様からご提案をお願いします。 |
| 16 | 仕様書 P.2 4- (4) の (イ) | 「障害者等の生活を支えるための地域のネットワークづくりを行う」とありますが、具体的にはどのようなことを想定しているのでしょうか？ | 障害者総合支援法に基づき実施される地域生活支援事業の中の障害者相談支援事業を推進するための取組のひとつと想定しています。今回の事業者選定は、公募型プロポーザル方式を採用させていただいております。仕様書に記載の内容について、よりよい相談支援事業のために、どのように事業運営を行っていくのかということ、公募型プロポーザル方式に参加される事業所様から、企画提案書の提出及びプレゼンテーションにより、ご提案いただきたいと考えております。そのことを念頭においていただき、参加される事業所様からご提案をお願いします。 |

岸和田市障害者等相談支援事業業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領及び仕様書に関する質疑回答書

| 番号 | 質疑事項 | 質疑内容 | 回答 |
|----|------------------------|---|--|
| 17 | 仕様書 P2 4- (5) の (エ) | 「緊急時には支援のコーディネートを行う」とありますが、例えば緊急時の受け入れ先への送迎に介助者が必要で他に支援者がいない場合は、委託の相談員が支援するのでしょうか？ | 支援を必要とする方に最適な方法をご選択ください。 今回の事業者選定は、公募型プロポーザル方式を採用させていただいております。仕様書に記載の内容について、よりよい相談支援事業のために、どのように事業運営を行っていくのかということ、公募型プロポーザル方式に参加される事業所様から、企画提案書の提出及びプレゼンテーションにより、ご提案いただきたいと考えております。そのことを念頭においていただき、参加される事業所様からご提案をお願いします。 |
| 18 | 仕様書 P2 4- (8) | 「ピアカウンセラーによる相談などの情報提供に努める。」とありますが、 ①委託相談事業所としては情報提供が主たる役割という意味でしょうか？ | ピアカウンセリングを必要とする方に必要に応じた情報提供を行い、支援につながる体制の整備などに努めていただくようお願いいたします。公募型プロポーザル方式を採用させていただいておりますので、ピアカウンセラーの事業所への配置による相談の実施、他団体等との連携によるピアカウンセリングの実施、実施されているピアカウンセリングについての円滑な情報提供による支援など、参加される事業所様の特色を生かしたご提案をお願いします。 |
| 19 | 仕様書 P2 4- (8) | 「ピアカウンセラーによる相談などの情報提供に努める。」とありますが、 ②委託相談事業所がピアカウンセラー事業を実施する場合、対象は担当圏域の障害者等のみになるのでしょうか？ | 対象は、基本的に仕様書「5.実施体制(1)実施場所」に記載のとおりです。公募型プロポーザル方式を採用させていただいておりますので、ピアカウンセラーの事業所への配置による相談の実施、他団体等との連携によるピアカウンセリングの実施、実施されているピアカウンセリングについての円滑な情報提供による支援など、参加される事業所様の特色を生かしたご提案をお願いします。 |
| 20 | 全体として | 全体として「障害者等」という表記になっていますが、相談者には障害児も含まれるとしてよいのでしょうか？ | お見込みのとおりです。 |

岸和田市障害者等相談支援事業業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領及び仕様書に関する質疑回答書

| 番号 | 質疑事項 | 質疑内容 | 回答 |
|----|---|--|--|
| 21 | 仕様書P.2 5.実施体制（1）実施場所について | 「また、事業所においては、高齢者・障害者等の相談に応じられるバリアフリーの観点を踏まえた適切な施設整備とすること。」とありますが、車イスが通れるようにしなくてはいけない等、具体的な条件はありますでしょうか。 | 仕様書「1. 目的」にありますように、「各圏域に住む市民が身近な地域で、かつ障害の種別に関わらず利用できるよう相談窓口を整備することを目的」とした「5. 実施体制（1）実施場所」としています。（別紙1）評価基準の中で、評価の視点のひとつとしていますので、その点をお汲み取りいただき、高齢者・障害者等の相談に応じられるよう合理的配慮をお願いします。 |
| 22 | 仕様書 P.1 2.実施期間 実施要領P.1 3.委託上限額について | 仕様書にて、支障が無ければ令和4年度以降も継続して委託するとありますが、この委託期間中の委託上限額は実施要領に記載された金額が変わることなく続くとの認識でよろしいでしょうか。 また、令和3年度上半期の本事業受託事業者が下半期受託した場合、業務準備期間の委託料と賃借料はどのようになりますでしょうか。 | 前段については、次年度以降の委託料の金額は、令和3年10月から令和4年3月までの6か月間の上限額をベースに1か月分の委託金額を算出したうえで、12か月分として試算したものが現時点での見込み金額となります。ただし、令和4年度以降の契約金額については、各年度の予算編成方針、選定された事業所様の見積書の提示金額等、委託契約の仕様等によって変わってまいります。後段については、令和3年度上半期契約の締結の有無にかかわらず、実施要領「3.委託上限額」のとおりです。 |
| 23 | 仕様書 P.3 5.実施体制（3）業務従事者（ア）従事者について | 委託事業の実施に支障のない範囲で関係業務に従事できるとありますが、特定相談の計画作成や、一般相談の自立生活援助等に従事することに対し、制限等がありますでしょうか。 | 仕様書及び企画提案書の内容について、履行可能であれば制限するものではありませんが、委託事業の実施に支障があると認められる場合については、契約が継続できないことがあります。 |

補足事項

| 番号 | 項目 | 補足 |
|----|------------------------------------|--|
| 1 | 実施要領 P.4 7. 参加手続 (2) 提出書類 ア. | c.法人の登記事項証明書 1通 |
| 2 | 実施要領 P.4 7. 参加手続 (2) 提出書類 ア. | d.法人税、消費税・地方消費税の納税証明書 1通 |
| | | 履歴事項全部証明書の発行を依頼してください。 |
| | | 納税証明書（その3）のうち、「その3の3」（法人税、消費税及び地方消費税）の証明発行を依頼してください。 |